

津山市障害者センター神南備園 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

指定共生型通所介護事業の適切な運営を確保し従業者が、共生型通所介護の支給決定を受けた要介護状態にあるご利用者に対して、適切な共生型通所介護のサービスを提供することを目的とする。また、関係 市町村、保健・医療・福祉サービスと連携を図りそのご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために援助を行う。総合的なサービス提供に努めます。

2. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 千寿福社会
- (2) 法人所在地 岡山県津山市瓜生原 326-1
- (3) 電話番号 0868-26-3118
- (4) 代表者氏名 理事長 小林 和彦
- (5) 設立年月 昭和55年2月13日

3. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
・平成30年4月1日指定 岡山県指定 第 3370302378 号
- (2) 事業所の名称 津山市障害者センター神南備園
- (3) 事業所の所在地 岡山県津山市大谷 600 番地
- (4) 電話番号 0868-24-9402
- (5) 事業所管理者氏名 小林 孝行
- (6) 開設年月 平成30年4月1日
- (7) 営業日及び営業時間

営業日・受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
サービス提供時間	月曜日～金曜日 9時30分～15時30分
休業日	土・日及び12月29日～1月3日 臨時休業 巡回更正相談日を休業日とする。又、巡回更正相談により休業した場合、その週の土曜日に振替営業を行う。

- (8) 従業者の体制

事業所では、ご利用者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 介護職員	2名以上	2名以上
3. 生活相談員 (管理者兼務)	1名	1名
4. 看護職員	1名	1名
5. 機能訓練指導員 (兼務)	1名	1名 (非常勤可)

- (9) 利用定員 20人
- (10) 通常の事業実施地域 津山市内 ((旧)津山市、(旧)勝北町))

4. サービスの内容

(1) 基本サービス

①通所介護計画の作成	ご利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、通所介護計画を作成し、その内容をご利用者及びその家族に説明、交付し同意を得ます。
②食事	当事業所では、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
③入浴	入浴または清拭を行います。寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
④介護	通所介護計画に沿った介護を行います。(更衣、排泄、食事、入浴、事業所内の移動の付き添い等の介助)
⑤機能訓練	看護師により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を同意のうえ、ご利用者個人別を実施します。
⑥生活相談	従業者が日常生活等の相談に応じます。
⑦送迎	ご利用者の自宅から、事業所までを送迎致します。

(2) その他のサービス

①レクリエーション	事業所での行事、レクリエーションに参加いただけます。(自己負担がかかるものもあります。)
②創作的活動	陶芸、絵、ちぎり絵、手芸等の創作活動を支援します。
③生産的活動	ご利用者の障害特性をふまえた工夫をもって、生産的活動の機会を提供します。生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

5. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

■ 介護報酬告示額（当事業所に該当するサービス提供時間が 6～8 時間未満の場合）

	基本単価①	指定生活介護事業所が通所介護を行う(所定単位数の7%減算) 減算単位数②	基本単価より減算後の単位数①-②
・要介護1	581単位	41単位減算	540単位
・要介護2	686単位	48単位減算	638単位
・要介護3	792単位	55単位減算	737単位
・要介護4	897単位	63単位減算	834単位
・要介護5	1003単位	71単位減算	932単位
各加算・減算			
・通所介護入浴加算（Ⅰ）	40単位		
・通所介護送迎減算	▲47単位（片道につき）		
・生活相談員配置等加算	13単位		
・サービス提供体制加算（Ⅱ）	6単位		
・介護処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の59/1000加算		
・特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の10/1000加算		
・ベースアップ等支援加算	所定単位数の11/1000加算		

※津山市の場合、介護報酬1単位は10円になります。

(1) 基本料金 (1日当たり)

+ (処遇改善加算 (I)「所定単位数の59/1000加算」、介護職員等特定処遇改善加算 (II)「所定単位数の10/1000加算」、ベースアップ等支援加算「所定単位数の11/1000加算」)

	利用料金	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要介護1	5400円	540円	1080円	1620円
要介護2	6380円	638円	1276円	1914円
要介護3	7370円	737円	1474円	2211円
要介護4	8340円	834円	1668円	2502円
要介護5	9320円	932円	1864円	2796円

(2) 加算料金等 (1日及び1回あたり) + (処遇改善加算 (I)「所定単位数の59/1000加算」
介護職員等特定処遇改善加算 (II)「所定単位数の10/1000加算」、ベースアップ等支援加算「所定
単位数の11/1000加算」)

	利用料金	自己負担額
通所介護入浴加算	400円	40円
通所介護送迎減算 (片道につき)	▲470円	▲47円
生活相談員配置等加算	130円	13円
サービス提供体制強化加算 (III)	60円	6円
科学的介護推進体制助算 (一月につき)	400円	40円

※ 上記は分かりやすいように日額を表示していますが、請求の際には月額総単位数から利用料
計算をするため日額の合算と1円単位で合わない場合があります。

■その他の費用

- (1) 食費 (おやつを含む) 1日当たり 450円
- (2) おむつ代、レクリエーション費等、ご利用者の負担が妥当なもの 実費
- (3) 複写物 1枚当たり 10円

■利用料金、費用は1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振り込み

中国銀行 津山東支店 普通口座 口座番号：2527996

社会福祉法人 千寿福祉会 津山市障害者福祉センター神南備園 理事長 小林和彦

(シャイフクシホクジソ センジュフクシカイ ツヤマシヨウガ イシヤフクシセンターカンパニエン リジチョウ コバヤカズビコ)

6. サービス利用に当たっての留意事項

- ① ご利用者、家族は、体調の変化があった際には事業所へお知らせください。
- ② ご利用者は、事業所内の器具等を利用される際には従業者へお知らせください。
- ③ 事業所内での金銭、食べ物等のやりとりは、ご遠慮ください。

7. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに常に関係機 関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、計画に基づき年 2回ご利用者及び従業者の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合、速やかに身元保証人や医療機関への連絡等を行います。

ご利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得たご利用者及び家族の情報を洩らしません。また、退職後においてもこれらの情報を保守すべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。

11. ご利用者の尊厳

ご利用者の人権、プライバシー保護に努め、従業者教育を行います。

12. 身体拘束の禁止及び虐待防止の措置について

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前にご利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様、時間、その際のご利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

利用者の人権の擁護、虐待防止のため、虐待防止責任者を選任し、虐待の事実があった場合は、速やかに家族に連絡するとともに、市町村に通報し、必要な措置を講じます。

<虐待防止責任者> 管理者 小林孝行

13. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 管理者 小林孝行
- 苦情解決責任者 統括管理者 鳥越淑章
- 第三者委員 金崎正次郎

(2) 行政機関その他苦情受付機関

津山市役所 社会福祉事務所 高齢介護課 所在地 岡山県津山市山北520	電話番号 0868-32-2070
岡山県 国民健康保険団体連合会 所在地 岡山市北区桑田町17-5	電話番号 086-223-8811
岡山県運営適正化委員会 所在地 岡山市北区南方2-13-1	電話番号 086-226-9400

※ 苦情・意見・相談は面接、電話・書面などにより担当者または第三者委員に申出ください。

(3) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項の確認

※当事業所で解決できないときは岡山県社会福祉協議会に設置されている『岡山県運営適正化委員会』に申し立てることが出来ます。◎受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：30～17：30

14. 虐待防止の措置

利用者の人権の擁護、虐待防止のため、虐待防止責任者を選任し、虐待の事実があった場合は、速やかに家族に連絡するとともに、市町村に通報し、必要な措置を講じます。

<虐待防止責任者> 管理者 小林 孝行

15. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれている心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任は減じられます。

16. 身元引受人

① 契約の締結にあたり、身元引受人を極力立てていただくこととなります。

② 身元引受人には、これまでもっとも身近にいた方になっていただくのが望ましいのですが、必ずしもこのことに限る主旨ではありません。

③ 身元引受人には、利用者の利用料等の経済的な債務について、利用者と連帯してその債務の履行義務を負うこととなります。そのため、利用者による利用料等の適正な支払いがなされていないと事業者が判断した場合、身元引受人に対し、次の極度限度額範囲内までの支払いを求めることがあります。

極度額	金 300,000円
-----	------------

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、ご利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	岡山県津山市大谷600番地
	法人名	社会福祉法人 千寿福社会
	事業所名	津山市障害者センター神南備園
	説明者氏名	小林 孝行 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

ご利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印